

久留米市「下水道事業におけるウォーターPPP事業」実施方針概要の公表
来年4月に募集要項等

久留米市は「下水道事業におけるウォーターPPP事業実施方針」の概要を公表した。

事業実施期間:令和11年4月1日から10年間(契約締結日から令和11年3月31日までは、引継ぎ期間及び準備期間とする)

対象処理区・対象施設:

【処理場施設:南部処理区】南部浄化センター、中継ポンプ場5箇所、マンホールポンプ場106箇所(令和6年度末時点)

【管路施設:市内全域(南部処理区、津福処理区、田主丸処理区)】管路1,414キロメートル(令和6年度末時点)、人孔47,311箇所(令和6年度末時点)

事業方式:管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)更新支援型

業務範囲:公募時に公表する募集要項等において提示

【処理場施設】維持管理業務、運転管理業務、更新実施計画策定業務、ただし、汚泥処理等の一部の業務を除く

【管路施設】管路点検調査業務、更新実施計画策定業務

プロフィットシェア:プロフィットシェアの仕組みを導入することを想定(詳細は公募時に公表する募集要項等において提示)

受託者形態:受託者に求める要件については、公募時に公表する募集要項等において提示

今後の予定:

令和9年4月 募集要項等の公表

令和9年から令和10年度 事業者選定、契約の締結、事業引継ぎ 等

令和11年4月 事業開始

※上記概要は令和8年3月時点の想定であり、今後予告なく変更される可能性がある。方針の詳細や記載のない事項については、今後の久留米市企業局における検討等によって決定していくことを想定しており、詳細は改めて公表予定としている。